

令和元年度  
しずおか食の安全推進のための  
意見交換会

— 資 料 —

富国徳の美しい“ふじのくに”



静岡県

Shizuoka Prefecture

日時：令和元年12月23日（月）午後2時～  
場所：県庁西館4階健康福祉部会議室



## 目 次

資料 1	平成 30 年度食の安全推進のための意見交換会 (H31. 1. 24) 議事録	1
資料 2	アクションプラン主要事業実績一覧	4
資料 3	アクションプラン管理指標の一部改訂 (衛生課・薬事課)	7
資料 4	食品衛生法の一部を改正する法律 (衛生課)	8
資料 5	食品衛生法改正への対応 (衛生課)	10
資料 6	食品衛生法施行条例 (管理運営基準) の改正 (衛生課)	11
資料 7	景品表示法に基づく表示等の適正化 (県民生活課)	12
資料 8	機能性表示食品制度への対応 (新産業集積課)	15
資料 9	GAP 認証取得の推進 (地域農業課)	16
資料 10	安全・安心な静岡茶への取組 (お茶振興課)	17
資料 11	「食の安全推進」に係る県教育委員会の取組 (R1 年度) (健康体育課)	18
資料 12	CSF (豚コレラ) の発生状況と緊急対策 (畜産振興課)	19
資料 13	食の安全・安心への取組 (水産振興課)	23
資料 14	しずおか食の安全推進幹事会関係日程 (事務局)	24



## 平成 30 年度食の安全推進のための意見交換会議事録

平成 31 年 1 月 24 日 (木)

県庁西館 4 階健康福祉部会議室

(出席者から出された質疑及び意見を中心として)

資料 1 平成 29 年度第 2 回食の安全推進のための意見交換会 (H30.2.20) 議事録

資料 2 前アクションプラン主要事業実績一覧 (事務局)

資料 3 現アクションプランの進捗状況 (H30 上半期) (事務局)

を通して

発言者	内容及び回答
静岡県生活協同組合連合会事務局長	「ちゃっぴーの食品安全インフォメーション」の配信内容に満足している。啓発媒体の一部に【静岡県からのお知らせ】とあれば、(生協理事会やその他広報において、) 掲示板を介した発信以外にも、用途が増えるのではないか。
衛生課長	ありがとうございます。頂いた御意見を参考に啓発媒体の記載方法を対応してまいります。なお、今年度は、仕出し給食事業者の配布協力を得て、県内 500 事業者を新たな情報提供先を拡大できました。今後とも情報提供先の目標数達成に努めます。
静岡県生活協同組合連合会事務局長	食の安全に対する県民の信頼度 80% の目標達成には、プレスを使った戦略的な広報を意識した情報発信を検討してはどうか。
衛生課長	衛生課では、食中毒事件や食品検査において違反が判明した際の公表以外に、県が実施した食品試験検査の合格の情報についても公開 (目標 35 回以上/年) しております。今後もより多くの県民に食の安全安心情報が伝わるような機会や内容を発信するよう努め、信頼度の目標達成を目指します。
静岡県生活協同組合連合会事務局長	「生産者の GAP 導入への支援 (累計 4,500 農場)」と「HACCP 導入を支援した食品関連施設数 (毎年度 400 施設以上)」の規模感について、教えてほしい。
地域農業課 課長	県内には約 6 万の農場ある。その中で、本県の担い手農業者 5,000 人を対象に、2021 年度までに GAP 認証取得農場数 4,500 農場を目標と設定した。担い手の人数だけは GAP を取得して頂けるよう推進してまいります。県のしずおか農林水産物認証は経費がかからないので、初めて GAP に取り組む農家にとっては、しずおか農林水産物認証から取組んで頂き、そこから、必要に応じて、段階的に JGAP、GLOBAL G. A. P へ進んでいってほしいと考えている。

衛生課長	<p>HACCP に沿った衛生管理については、全ての食品事業者を対象とした制度化がされました。制度化にあたっては、事業者の従業員等の規模、業種等に応じた HACCP による衛生管理の実施が求められ、小規模事業者や一定の業種は、実現可能性を十分に配慮した基準が設けられることとしています。</p> <p>現在、県内では約 5,000 の食品製造業者のうち、既に HACCP が導入されている施設が約 400 施設ある。そこで、2021 年度まで毎年 400 施設以上(計 1,600 以上、全体の約 35%) に対して HACCP 導入にむけた必要な支援を進めてまいります。</p> <p>なお、HACCP に沿った衛生管理は、認証や承認の制度ではなく、制度化施行後には、保健所による定期立入検査の際に HACCP が実践されているか監視指導が行われる仕組みです。</p>
静岡県漁業協同組合連合会指導担当参事	<p>資料 20 ページ「食の安全・安心への取組(水産振興課)」中、水産物卸売市場の指導・検査の項目に県内 20 の地方卸売市場を定期的に検査するという記載がある。また、アクションプランの目標では「検査実施率 100%」とある。その他事業についても、管理指標の分母がわからない。</p>
衛生課長	<p>各事業の数値目標は、昨年度アクションプラン策定時に、管理指標の全体の整合性をとる観点から「目標回数・件数」又は「事業計画に対する達成度(100%)」のいずれかに設定されるよう整理され、各事業課で実施される計画の分母は明記しておりません。</p> <p>なお、前アクションプランでは、地方卸売市場全体に対する検査実施率(25%)の指標を、現アクションプランでは、事業計画※に対する達成度(100%)と変更された。</p> <p>※県内 20 の地方卸売市場のうち、漁協が開催する市場は 4 年に 1 回、株式会社が開設する市場は 2 年に 1 回の頻度で市場の衛生管理状況等を確認。</p>

<p>資料 4 HACCP に沿った衛生管理の制度化(衛生課)</p> <p>資料 5 景品表示法に基づく表示等の適正化(県民生活課)</p> <p>資料 6 機能性表示食品制度への対応(新産業集積課)</p> <p>資料 7 GAP (農業生産工程管理) 認証取得の推進(地域農業課)</p> <p>資料 8 安全・安心な静岡茶への取組(お茶振興課)</p> <p>資料 9 製茶指導取締条例の見直しと新たな静岡茶の振興策(お茶振興課)</p> <p>資料 10 岐阜県における豚コレラ発生について(畜産振興課)</p> <p>資料 11 食の安全・安心への取組(水産振興課)</p> <p>資料 12 食品の安全性に関する緊急情報の発信(危機政策課)</p> <p>資料 13 「食の安全推進」に係る県教育委員会の取組(教育委員会)</p>	<p style="text-align: right;">を通して</p>
発言者	内容及び回答
静岡県漁業協同組合連合会指導担当参事	<p>資料 7 「GAP 認証取得の推進(地域農業課)」中、GLOBAL G. A. P. の県内取得件数 5 件とあるが、その中に水産物(養殖)は含まれているかご存知でしたら教えてほしい。</p>

地域農業課 課長	しずおか認証を取得している水産物はありますが、県内 GLOBAL G. A. P. を取得している水産物（養殖）ございません。また、JGAP、ASIAGAP に水産物もありません。
静岡県経済農業協同組合連合会 みかん園芸部部長  衛生課長	<p>HACCP に沿った衛生管理の制度化に関連して、農産物の加工を行う業者に適用される HACCP の内容について、教えてほしい。</p> <p>HACCP の制度化は、営業許可施設に限らず、原則、全ての事業者が対象となります。食品事業者のうち、小規模な製造・加工業者や併設された店舗で小売販売のみを目的とした菓子や豆腐などを製造・加工する事業者については、事業者団体が作成した手引書を利用して「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」に取り組むこととされています。なお、いわゆる小規模事業者の規模については、食品の製造及び加工に従事する者の総数が50人未満の者を案として、現在、厚生労働省において検討がなされております。</p> <p>HACCP の制度化の周知を含め、営業許可の見直し等で関係団体事業者の方へ必要な情報提供をさせていただきますので引き続き、御協力をお願いいたします。</p>
(一社) 静岡県食品衛生協会 事務局長  衛生課長	<p>小規模製造業に対する HACCP 制度化周知の取組みについて教えてほしい。</p> <p>小規模製造業を含め、「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」に取り組む事業者に対しては、監視指導計画に基づき実施する食品衛生監視員による定期的な立入検査等の機会を通じて、業界団体が策定した手引書を基に必要な情報提供を行ってまいります。</p>
静岡県生活協同組合連合会 事務局長  衛生課長	<p>HACCP の制度化施行後のイメージがつかない事業者が多いと感じる。これは、飲食店等を利用する消費者も同じ。制度化に向け、事業者と消費者双方の意識が高まると HACCP 導入が推進されると考える。</p> <p>ありがとうございます。HACCP に沿った衛生管理制度化にむけた県の取組みも、積極的に県民（消費者）に啓発し、食品全体の信頼確保に努めます。なお、厚生労働省としては、消費者は、訪れた飲食店が「HACCP に沿った衛生管理」を実施していること判断するため、店舗のよく見える場所に衛生管理計画の写しを掲示することを検討しています。さらに、事業者団体が自主的な取組を表示している例もあることから、そうした例も参考にしながら、どのような対応が可能か、検討されることとしています。</p>





## 令和元年度アクションプラン進捗状況（R元年度上半期）

## 1 消費者の食に対する信頼確保

管理指標	2018年実績	2019年実績	2019目標値	2020年目標値	2021年目標値
食の安全に対する県民の信頼度	72.6%	73.2%	80.0%	80.0%	80.0%
県政世論調査結果（県内在住18歳以上男女4,000人無作為抽出）に基づく、「おおいに信頼できる（％）」+「ある程度信頼できる（％）」を成果指標とする。					

## 消費者・生産者・事業者・行政の相互理解の推進

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年上半期	2019目標値	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
タウンミーティング・意見交換会等の開催	開催回数（回/年）	10回	5回	10回以上	10回以上	10回以上	衛生課
	消費者と県が合意した意見の施策への反映率（％）	100%	100%	100%	100%	100%	衛生課
	消費者からの県の施策への要望件数		2件				
寄せられた意見の反映状況やQ&Aの公開	公開頻度（回/年）	4回	2回	4回以上	4回以上	4回以上	衛生課

## 食品の安全・安心に関する情報発信の充実

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年上半期	2019目標値	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
ちゃっぴーの食品安全インフォメーション事業における情報の提供	情報提供回数（回/年）	24回	12回	24回以上	24回以上	24回以上	衛生課
	情報提供先（件）	722件	722件	(2018~2021年度) 累計500件以上			衛生課
食品検査の合格等安全情報提供	情報提供回数（回/年）	37回	15回	35回以上	35回以上	35回以上	衛生課

## 消費者の正しい知識習得への支援

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年上半期	2019目標値	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
食の安全に関する学習機会の提供	食品安全出前講座の開催回数（回/年）	14回	9回	10回	10回	10回	衛生課

## 食品表示の適正化の推進

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年上半期	2019目標値	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
食品表示調査	調査件数（件/年）	16,313件	6,704件	15,000件	15,000件	15,000件	衛生課、県民生活課
食品表示合同監視指導	監視指導件数（件/年）	101件	55件	100件	100件	100件	衛生課、県民生活課
製茶工場合同監視指導	不適正表示事項の割合（％）	0%	実施中	0%	0%	0%	お茶振興課
	不適正表示事項数/製茶工場業同監視指導件数		00/▲▲				
不適正な表示商品の排除（お茶）	不適正な表示割合（％）	0%	下半期実施予定	0%	0%	0%	お茶振興課
	不適正な表示商品（お茶）/表示確認件数		00/▲▲				
農産物直売所等におけるしいたけ品質表示内容指導	適正な表示割合（％）	77%	指導実施前	100%	100%	100%	林業振興課
	不適正な表示商品（しいたけ）/表示確認件数		指導実施前				
水産物表示研修会の開催	研修会回数（回/年）	5回	0回	5回	5回	5回	水産振興課
遺伝子組換え食品の監視指導・検査	違反件数（件/年）	0件	0件	0件	0件	0件	衛生課

## 県産食品の信頼確保

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年上半期	2019目標値	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
食の都ブランド適正表示マーク制度の推進	適正表示マーク使用店舗数	566件	652件	(2018~2021年度) 累計1,000件以上			衛生課
養殖魚に関する情報発信活動	活動回数（回）	3回	1回	3回	3回	3回	水産資源課
貝毒検査・原因プランクトンのモニタリング調査	貝毒中毒事故発生件数（件/年）	0件	0件	0件	0件	0件	水産振興課
家畜個体識別システムの円滑な稼働推進	牛個体識別耳標の装着・情報入力実施率（％）	100%	集計中	100%	100%	100%	畜産振興課
	牛個体識別耳標装着・情報入力済数/牛個体識別耳標装着・情報入力対象数		00/▲▲				
量販店等と連携した地産地消の推進	地産地消フェア取組支援企業数	21企業	14企業	20企業	20企業	20企業	地域農業課

## 食品に係る危機管理対応の充実

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年上半期	2019目標値	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
「食の総合相談窓口」に寄せられた相談への対応	完了率（％）	100%	100%	100%	100%	100%	衛生課
	相談が完了した数/相談数		14,866/14,866				衛生課

## 2 生産から流通・消費における食品の安全確保

管理指標	2018年実績	2019年上半期	2019目標値	2020年目標値	2021年目標値
人口10万人当りの食品を原因とする健康被害の発生日数	29.6人	4.8人	10人以下	10人以下	10人以下

### 生産者への衛生管理指導の充実

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年上半期	2019目標値	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
農業・肥料適正使用管理体制強化	県内農産物の農業取締法違反事例数(件)	0件	0件	0件	0件	0件	地域農業課
動物用医薬品販売業者への立入検査	立入検査実施率(%)	100%	集計中	100%	100%	100%	畜産振興課
	立入検査実施数/動物用医薬品販売業者数		00/▲▲				
抗菌性物質残留検査	抗菌性物質残留件数	0件	集計中	0件	0件	0件	畜産振興課
水産用医薬品残留検査	基準値を超える検体数(検体)	0検体	下半期実施	0検体	0検体	0検体	水産資源課
畜産農家に対する定期的な巡回指導	立入り実施率(%)	100%	集計中	100%	100%	100%	畜産振興課
	巡回指導実施数/畜産農家数		00/▲▲				
家畜伝染病の発生防止	家畜伝染病発生件数(件/年)	6件	集計中	0件	0件	0件	畜産振興課

### 生産段階におけるGAPの推進

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年上半期	2019目標値	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
生産者のGAP導入への支援	GLOBALG.A.P, ASIAGAP, JGAP, しずおか農林水産物認証制度の認証を取得した農場数(重複を除く。)	2,947農場	3,038農場	(2018~2021年度) 累計4,500農場			地域農業課
畜産GAP認証取得推進	畜産GAPチャレンジシステム取組農場数	0件	集計中	(2018~2021年度) 累計40農場			畜産振興課

### 製造・加工段階におけるHACCP導入推進等による安全性の確保

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年上半期	2019目標値	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
食品衛生監視指導	許可・許可外施設監視率(%)	100%	集計中	100%	100%	100%	衛生課
HACCP導入推進	HACCP導入を支援した食品関連施設数	651施設	197施設	400施設以上	400施設以上	400施設以上	衛生課
違反が判明した製品の製造者への改善指導	改善率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	衛生課
	違反改善数/違反数		13/13				
添加物製造施設の監視指導	監視率(%)	100%	93.2%	100%	100%	100%	衛生課
	添加物製造施設監視指導数/添加物製造施設数		82/88				
添加物に係る違反が判明した施設の改善指導	改善率(%)	100%	66.7%	100%	100%	100%	衛生課
	違反改善数/違反数		2/3				
アレルギー表示違反が判明した製造者等の改善指導	改善率(%)	100%	-	100%	100%	100%	衛生課
	違反改善数/違反数		0/0				
と畜場及び食鳥処理場におけるHACCPに基づく衛生管理の推進	県内と畜場及び大規模食鳥処理場のHACCP導入率	0%	16.7%	(2018~2021年度) 累計100%			衛生課
	HACCP導入済みと畜場及び大規模食鳥処理場数/県内と畜場及び大規模食鳥処理場数		1/6				

### 調理段階における食中毒防止対策等の充実

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年上半期	2019目標値	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
大規模食品取扱施設等に対する監視・指導	重要度の高い施設(Aランク)に対する年3回の監視率(%)	100%	50.9%	100%	100%	100%	衛生課
養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員講習会の実施	講習会実施率(%)	100%	65.0%	100%	100%	100%	健康体育課
	講習会開催数/計画した講習会開催数		13/21				
学校給食衛生管理研修会の実施	研修会実施率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	健康体育課
	講習会開催数/計画した講習会開催数		1/1				
学校給食の衛生管理に関する学校・調理場訪問	訪問実施率(%)	100%	12.5%	100%	100%	100%	健康体育課
	講習会開催数/計画した講習会開催数		1/8				

流通・消費段階における監視指導の充実強化

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年上半年	2019目標値	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
違反が判明した製品の販売者への改善指導	改善率 (%)	100%	50%	100%	100%	100%	衛生課
	違反改善数/違反数		2/4				
青果卸売市場の指導・検査	検査実施率 (%)	100%	0% (11~1月で100%実施予定)	100%	100%	100%	農業戦略課
	青果卸売市場の指導・検査実施数/計画した青果卸売市場の指導・検査実施数		検討中				
水産物卸売市場の指導・検査	検査実施率 (%)	100%	0%	100%	100%	100%	水産振興課
	水産物卸売市場の指導・検査実施数/計画した水産物卸売市場の指導・検査実施数		0/7				
違反・不良流通食品に対する処理	完了率 (%)	100%	91.7%	100%	100%	100%	衛生課
	違反・不良流通食品に対する処理完了数/違反・不良流通食品処理数		22/24				
輸入食品の収去検査	食品検査全体に対する輸入食品の割合 (%)	15.6%	18.4%	10%以上	10%以上	10%以上	衛生課
	輸入食品検査実施数/食品検査実施数		462/2516				
違反が判明した輸入者等への改善指導	改善率 (%)	100%	88.9%	100%	100%	100%	衛生課
	違反改善数/違反数		8/9				
医薬品類似食品の試買調査	検体件数	21件	(6件)年間見込	21件	21件	21件	薬事課
流通商品の放射性物質検査	検査検体数 (検体/年)	145検体	72検体	100検体	100検体	100検体	衛生課

自主管理体制推進の支援

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年上半年	2019目標値	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
食品衛生推進員活動事業	県が委嘱する食品衛生推進員数	343人	347人	350人以上	350人以上	350人以上	衛生課
静岡県ミ二HACCP承認	承認事業所 (件/年)	22件	下半期承認	20件	20件	20件	衛生課

食品の安全情報発信の充実

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年上半年	2019目標値	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
食品の安全性に関する緊急情報の発信	緊急情報発信頻度 (危機管理情報含む)	4回	4回	適時	適時	適時	衛生課 危機政策課

食品に係る危機管理体制の充実

主要事業	管理指標	2018年実績	2019年上半年	2019目標値	2020年目標値	2021年目標値	(担当課)
内部点検・外部精度管理	指導事項に対する改善率 (%)	100%	100%	100%	100%	100%	衛生課等
	指摘に対する改善数/指摘事項数		1/1				



## アクションプラン管理指標の一部改訂

(生活衛生局衛生課・薬事課)

### 1 概要

平成 30 年 3 月に「食の安全推進のためのアクションプラン（計画期間：2018 年から 2021 年まで）」を策定し、生産から流通、消費にいたる食品の安全確保のための取り組みを行っているが、事業計画の変更を踏まえ、主要事業の管理指標の一部を以下のとおり改訂する。

### 2 改訂内容

#### (1) 製造加工段階における HACCP 導入推進による安全性の確保

##### ○ HACCP に基づく衛生管理の導入推進（衛生課）

(改定前目標)

事業	指標	2018	2019	2020	2021
HACCP 導入推進	HACCP 導入を支援した食品関連施設数	400 施設以上	400 施設以上	400 施設以上	400 施設以上

(改定後目標)

事業	指標	2018	2019	2020	2021
HACCP 導入推進	HACCP 導入を支援した食品関連施設数	400 施設以上	400 施設以上	2021 年度末までに 5,200 施設以上*	

\*2019.11 末現在までの実績：2,052 施設

#### (2) 流通・消費段階における監視指導の充実強化

##### ○ 健康食品の安全対策の実施（薬事課）

(改定前目標)

事業	指標	2018	2019	2020	2021
医薬品類似食品の試買調査	検体数	21 検体	21 検体	21 検体	21 検体

(改定後目標)

事業	指標	2018	2019	2020	2021
医薬品類似食品の試買調査	検体数	21 検体	21 検体	6 検体	6 検体

### 3 改定理由

#### (1) HACCP 導入推進（衛生課）

当初の事業目標は、HACCP の早期導入が望まれる大中規模食品製造施設 5,200 の 40% と想定の上設定したが、改正食品衛生法に基づく HACCP 制度化では、2021 年から全施設に適用されることが示され、これに対応した規模に応じた衛生管理の導入支援事業を開始したため、「2021 年度までに 5,200 施設」の全てに上方修正する。

#### (2) 医薬品類似食品の試買調査（薬事課）

これまで県事業として、販売店にて市販されている健康食品（21 検体/年）を試買し、医薬品成分の含有検査等を実施してきたが、平成 23 年以降、試買した健康食品から医薬品成分等は検出されていない。

一方、健康食品は通信販売など、広く全国的に流通することから、厚生労働省は「無承認無許可医薬品等買上調査」として、全国の道府県に委託し、インターネット等による試買を実施（R1予定：166検体、うち静岡県は6検体）している。よって、県試買事業を見直し、この国事業に一本化することとした。

については、国事業において、県がインターネット等を通じて試買する検体数（6検体/年）を新たな目標値として設定する。

（参考）無承認無許可医薬品等買上調査（国事業）

いわゆる健康食品のうち、強壮効果や痩身効果が疑われる製品等について、委託を受けた全国の道府県が試買を実施し、医薬品成分を含有するか否かの分析、違反に対する是正措置、一般消費者への注意喚起等を通じて、監視指導の強化を図ることを目的とした事業

(件名)

## 食品衛生法の一部を改正する法律

(衛生課食品乳肉衛生班)

### 1 改正の背景・趣旨

食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握を的確に行うとともに、国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等を定めた食品衛生法の一部を改正する法律が平成30年6月13日に公布された。

### 2 改正の概要

#### (1) 広域的な食中毒事案への対策強化 2019年4月1日施行

広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととするとともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置する。

#### (2) HACCP に沿った衛生管理の制度化 2020年6月1日施行

原則として、全ての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPによる衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。

なお、2021年5月31日までは、旧食品衛生法による現行基準が適用される。

制度化は、コーデックスのガイドラインに基づく HACCP の7原則を要件とする衛生管理を原則としつつ、その実施が困難な小規模事業者や一定の業種等については、食品事業者団体が策定した手引書を活用して対応できる (HACCP の考え方を取り入れた衛生管理) とする仕組みとする。

「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の対象業種は、食品の取扱いに従事する者の数が50人未満の小規模な製造・加工事業者のほか、併設された店舗で小売販売のみを目的とした菓子や豆腐などを製造・加工する事業者、提供する食品の種類が多く、変更頻度が頻繁な飲食店等の業種のほか、低温保存が必要な包装食品の販売等、一般衛生管理のみで対応が可能な業種を対象事業者としている。

#### (3) 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設 2021年6月1日施行

HACCP の制度化に伴い、実態に応じた営業許可業種への見直しや (政令で定める32業種)、営業許可業種以外の営業者の届出制が創設される。

なお、今回の改正で新たに政令許可業種に指定される業種については、施行日の時点で既に営業している者に関しては、営業許可の取得に3年間の経過措置期間が設けられる。

#### (4) 食品リコール情報の報告制度の創設 2021年6月1日施行

営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。

#### (5) 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集 2020年6月1日施行

健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。

#### (6) その他 2020年6月1日施行

国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備、乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化等

# HACCPに沿った衛生管理の制度化

## 【制度の概要】

厚生労働省資料より

全ての食品等事業者(食品の製造、加工、調理、販売等)が衛生管理計画を作成

食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組 (HACCPに基づく衛生管理)

取り扱う食品の特性に応じた取組 (HACCPの考え方を取り入れた衛生管理)

コーデックスのHACCP7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う。

各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う。

【対象事業者(政令で規定)】

◆小規模事業者(一の事業所において、食品の製造及び加工に従事する者の総数が50人未満の者)

◆当該店舗での小売販売のみを目的とした製造・加工・調理事業者(菓子の製造・販売、食肉の販売、魚介類の販売、豆腐の製造販売等)

◆提供する食品の種類が多く、変更頻度が頻繁な業種(飲食店、給食施設、喫茶店、菓子(パン(比較的短時間に消費されるものに限る。))の製造、そうざいの製造、弁当の製造等)

◆一般衛生管理の対応で管理が可能な業種等(包装食品の販売、食品の保管、運搬等)

【対象事業者】

◆事業者の規模等を考慮

◆と畜場(と畜場設置者、と畜場管理者、と畜業者)

◆食鳥処理場(食鳥処理業者(認定小規模食鳥処理業者を除く))

対EU・対米国等輸出対応 HACCP+α

HACCPに基づく衛生管理(ソフト)の基準に加え、輸入国が求める施設基準や追加的な要件(微生物検査や残留動物薬モニタリングの実施等)に合致する必要がある。

- ▶ 取り扱う食品の特性等に応じた取組(HACCPの考え方を取り入れた衛生管理)の対象であっても、希望する事業者は段階的に食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組(HACCPに基づく衛生管理)、さらに対EU・対米国輸出に向けた衛生管理へとステップアップしていくことが可能。今回の制度化において認証の取得は不要。
- ▶ 生産者団体等が出荷前に選果・選別等と一体的に実施する、皮剥き・洗浄・袋詰め・冷蔵処理・キュアリング・乾燥等の形状変化を伴わない農産物の出荷調整、及び、カントリーエレベーター・ライスセンター・農業倉庫における穀類の乾燥・調製・保管業務については、HACCPに沿った衛生管理の制度化の対象としない方針。ただし、清潔で衛生的に食品を取り扱う必要があることから、生産者団体等による自主的な衛生管理を求めるものとする。

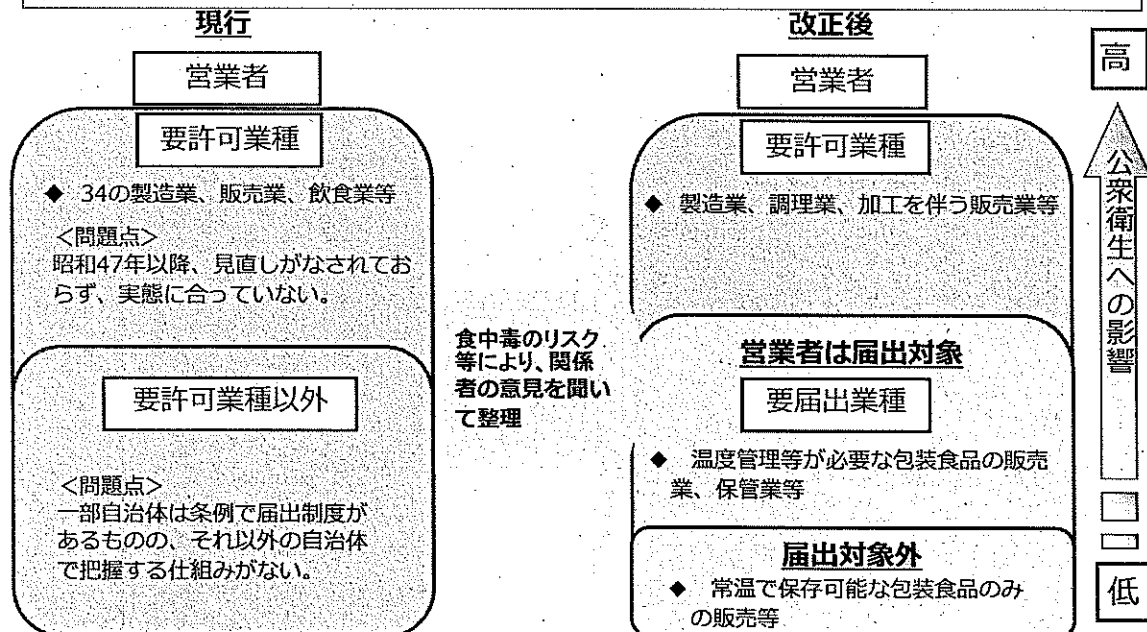
## 【国と地方自治体の対応】

- ① これまで地方自治体の条例にゆだねられていた衛生管理の基準を法令に規定することで、地方自治体による運用を標準化
- ② 地方自治体職員を対象としたHACCP指導者養成研修を実施し、食品衛生監視員の指導方法を標準化
- ③ 日本発の民間認証JFS(食品安全マネジメント規格)や国際的な民間認証FSSC22000等の基準と整合化
- ④ 業界団体が作成した手引書の内容を踏まえ、監視指導の内容を平準化
- ⑤ 事業者が作成した衛生管理計画や記録の確認を通じて、自主的な衛生管理の取組状況を検証するなど立入検査を効率化

# 営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

営業(者)(法第4条第7項及び第8項)

営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は含まない。営業者とは、営業を営む人又は法人。



- ※ 営業施設の基準は参酌基準として施行規則で規定し、自治体における取扱いを平準化
- ※ 施設基準は、給排水設備、冷蔵冷凍設備などの共通基準に、必要に応じて業種ごとの個別基準を設ける方針
- ※ HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴う新たな規定は設けない方針



## 食品衛生法改正への対応について

(生活衛生局衛生課)

### 1 概要

平成30年6月13日、食品衛生法等の一部を改正する法律（以下「改正法」）の公布後、改正法の施行に伴う関係政省令については、10月9日に政令が、11月7日に令和2年施行分の関係省令が公布されたが、3年施行分の省令については、年内に公布される見込みである。

国が示す政省令を踏まえ、今後、関係する食品衛生法施行条例等の改正を進めていく。

### 2 改正法施行期日及び関係条例等

施行日	改正法	関係条例等
令和2年 6月1日*	<b>【新設】 HACCP 制度化</b> ・原則全ての食品事業者に HACCP に沿った衛生管理適用 ・これまで都道府県等が条例で定めていた管理運営基準を省令で規定	<b>●食品衛生法施行条例</b> ・管理運営基準 （※2021年5月31日まで現行基準適用）
令和3年 6月1日	<b>【改正】 営業許可制度</b> ・営業許可業種の見直し(34→32業種) ・全国の施設基準平準化のため参酌基準を省令で規定  <b>【新設】 営業届出制度</b> ・許可業種以外の事業者の把握  <b>【新設】 食品等自主回収報告制度</b>	<b>●食品衛生法施行条例</b> ・営業施設基準 ・食品等自主回収報告制度（新設） <b>○静岡県食品衛生規則</b> ・営業施設業種別基準 <b>○静岡県手数料徴収条例</b> <b>○知事の権限の一部を保健所長に委任する規則</b> <b>○静岡県事務決裁規程</b> 他

### 3 条例整備のスケジュール（厚労省 令和元年11月現在）

	2019年		2020年		2021年	
	9～12月		1～6月	～12月	1～6月	7月～
HACCP	自治体向け説明会	政省令公布	政令:10/9公布 省令:11/7公布 引き続き技術検討会で手引書作成	施行 (※)	完全施行	新制度スタート
営業許可 営業届出			政令:10/9公布 省令:年内公布予定 国システム開発(テスト等)→運用	施行	6/1	
リコール (自主回収報告)			省令:年内公布予定 国システム開発(テスト等)→運用			

(※) 2021年まで現行基準適用



## 食品衛生法施行条例(管理運営基準)の改正

健康福祉部生活衛生局衛生課

### 1 概 要

現在、県では、食品等事業者が実施する公衆衛生上必要な措置を、食品衛生法施行条例（平成12年3月21日静岡県条例第37号）（以下「条例」）、第2条の管理運営基準に規定している。

平成30年6月13日、国は、食品衛生法等の一部を改正する法律（以下「改正法」）を公布し、法第50条の2に基づき、食品等事業者が遵守すべき公衆衛生上必要な措置を、厚生労働省令で定めることとした。令和2年6月1日の施行後、1年の経過措置をもって、原則全ての食品等事業者は、一般的な衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められることとなった。

このため、本県として、条例から管理運営基準を削除するため、令和2年2月議会に向け、改正事務を進める。なお、令和3年5月31日までは、現行の管理運営基準を適用する。

### 2 改正内容

改正前	改正後
条例 第2条（管理運営の基準） 改正前法第50条第2項に基づき条例に規定 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">             従来型基準              一般衛生管理を規定           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">             HACCP導入型基準              従来型基準+HACCPに基づく基準           </div> 営業者は <u>いずれかの基準を満たすこと。</u> ※従来型基準を満たせば、管理運営基準を遵守していることになる。	改正法 【新設】第50条の2第1項 公衆衛生上必要な措置を省令で規定 省令第66条の2 （別表第17） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">             一般衛生管理を規定           </div> （別表第18） HACCPに沿った衛生管理を規定 : 規模や取り扱う食品の特性に応じた取組 営業者は <u>上記の基準に従い、公衆衛生上必要な措置を定め、遵守しなければならない。</u>

### 3 スケジュール（案）

日 程	内 容
平成30年6月13日	食品衛生法等の一部を改正する法律公布
令和元年5月21日～6月19日	国による政令のパブコメ実施
令和元年7月26日～8月24日	国による省令のパブコメ実施（2年施行分）
令和元年10月9日	政令の公布
令和元年11月7日	省令の公布（2年施行分）
令和元年12月23日	関係者への説明（意見交換会）
令和2年1月	条例案を県議会2月定例会に議案提出
令和2年3月末	公布
令和2年6月1日*	施行（* 施行日から起算して1年間は従前の基準による）

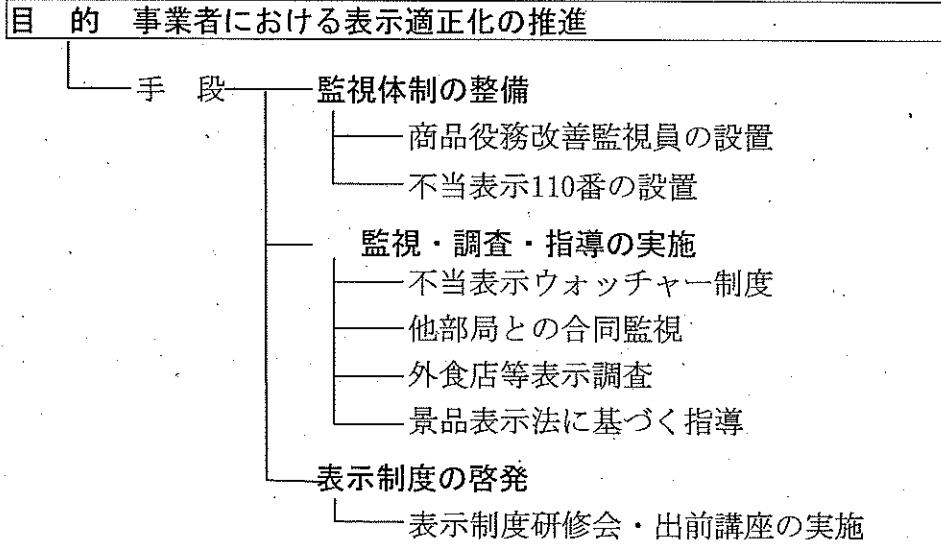


(件名)

景品表示法に基づく表示等の適正化

(県民生活局県民生活課)

1 事業体系



2 事業概要

(令和元年9月30日現在)

事業名		事業内容	実施状況
監視体制	商品役務改善監視員の設置	表示に関する不審情報の受付、相談、問合せ等に対応するため、各県民生活センターに配置	県民生活センターごと1名計3名配置
	不当表示110番の設置	県民から表示に関する不審な情報を受け事業者指導に係る調査の端緒とするため、県民生活課及び各県民生活センターに設置	元 46件 30 72件 29 71件
監視・調査・指導	不当表示ウォッチャー制度	県内全域に配置し、商品・サービスの品質や価格などの不当な表示を毎月監視	元 67件 30 364件 29 338件
	他部局との合同監視	食品表示に関する他法令を所管する部局と連携して、生鮮や加工食品の表示に係る調査・監視を実施	元 26施設 30 100施設 29 100施設
	外食店等表示状況調査	外食店等に出向いて、メニュー等に不適切な表示がないか調査	元 73施設 30 170施設 29 168施設
	景品表示法に基づく指導	景品表示法に基づく措置命令、文書注意、口頭注意を実施	措置命令: 元 0件 30 1件 文書注意: 元 0件 30 5件 口頭注意: 元 27件 30 75件
啓発	表示制度研修会・出前講座の実施	表示制度の普及・啓発を図るため、研修会・出前講座を実施	元 4回 (94人) 30 10回 (391人) 29 14回 (510人)

### 3 景品表示法の概要

#### (1) 目的

商品や役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為を制限及び禁止することによる一般消費者の利益の保護

#### (2) 規制内容

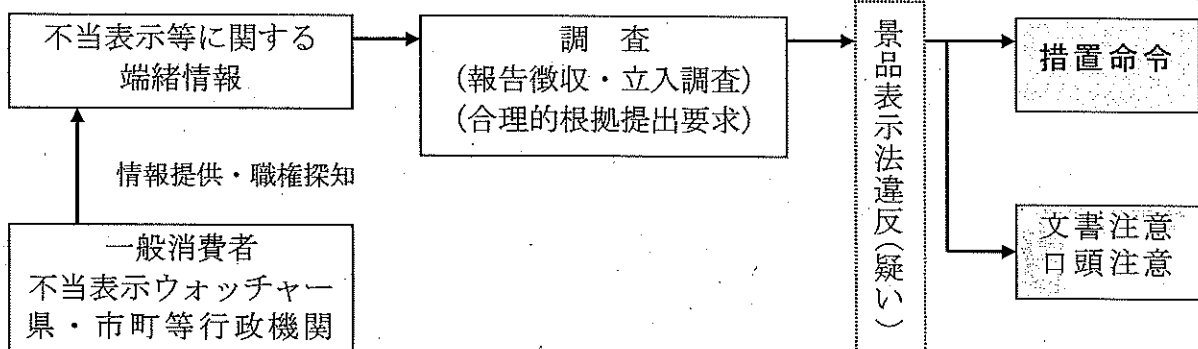
- ・ 過大な景品類の提供の禁止
- ・ 虚偽広告や誇大広告などの不当な表示の禁止  
(優良誤認表示、有利誤認表示、その他誤認されるおそれのある表示の禁止)

#### (3) 都道府県の執行権限

- ・ 行政処分（措置命令）及び表示の裏付けとなる合理的根拠提出要求権限

### 4 景品表示法に基づく指導の状況

#### (1) 指導の流れ



※優良誤認表示、有利誤認表示により措置命令又は文書・口頭注意を行った場合、消費者庁において課徴金納付命令を行う場合がある。

#### (2) 違反被疑事案受付件数（令和元年9月30日現在）

（単位：件）

区分	景品					表示					合計
	職権探知	申告	関係機関からの通知	前年度繰越	計	職権探知	申告	関係機関からの通知	前年度繰越	計	
R元年度	0	0	0	0	0	99	106	9	2	216	216
H30年度	1	2	0	0	3	275	426	32	17	750	753
H29年度	3	2	0	0	5	287	394	22	3	706	711

#### (3) 指導件数（令和元年9月30日現在）

（単位：件）

区分	景品				表示				合計
	口頭注意	文書注意	措置命令	計	口頭注意	文書注意	措置命令	計	
R元年度	0	0	0	0	27	0	0	27	27
H30年度	2	0	0	2	73	5	1	79	81
H29年度	4	0	0	4	89	2	2	93	97

(4) 主な違反事案（食品関係）の概要（平成28年度以降）

年度	件名	被疑事項	事例の概要
R元	飲食店のメニュー表示 【口頭注意】	優良誤認 5条1号	「和牛ステーキ」と表示していたが、実際には和牛ではなく、交雑種（肉専用種×乳用種）であった。
H30	精肉店のPOP表示 【文書注意】	優良誤認 5条1号	店頭において「国産牛切り落とし」と表示していたが、当該肉を検査したところ「外国型」との結果が出た。
	飲食店のメニュー表示 【文書注意】	優良誤認 5条1号	「由比名産の桜えびのかきあげ」と表示していたが、実際には台湾産の桜えびを使用していた。
H29	食料品スーパーのPOP表示 【口頭注意】	優良誤認 5条1号	はまぐりのPOPに「肝機能の強化 美肌効果あり、血行促進、貧血予防、低血圧の改善、高血圧予防」、ちりめんのパッケージに「骨粗鬆症の予防に」と記載されていたが根拠のない表示であった。
	飲食店のメニュー表示 【口頭注意】	優良誤認 5条1号	伊豆産生わさびと表示していたが、実際には伊豆産のわさびではなかった。
H28	商品の原料・原産地表示 【措置命令】	優良誤認 5条1号	「駿河湾直送桜えび」と称する商品を販売していたが、実際にはアキアミ（いわゆる小エビ）であった。
	健康食品の成分含有量表示 【文書注意】	優良誤認 5条1号	微量しか含まれていない成分を、多量に含まれているかのようにパッケージに表示をしていた。

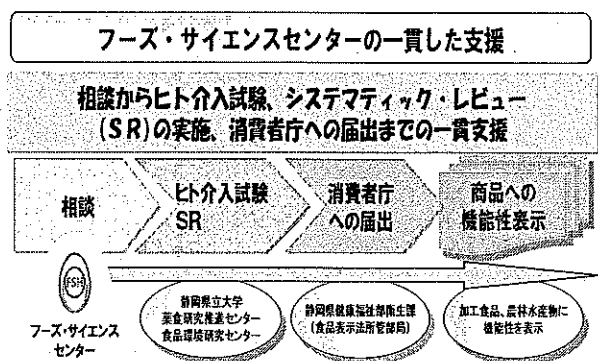




(経済産業部産業革新局新産業集積課)

1 静岡県の対応

(公財) 静岡県産業振興財団フーズ・サイエンスセンター (FSC) を中心に、相談から科学的根拠の立証、消費者庁への届出、リバイスへの対応までの一貫した支援体制を整備し運営。



- ステップ1：相談  
フーズ・サイエンスセンター
- ステップ2：科学的根拠の立証  
・ ヒト介入試験(県大薬食研究推進センター)  
・ 論文レビュー(県大食品環境研究センター)
- ステップ3：消費者庁への届出  
静岡県衛生課、フーズ・サイエンスセンター
- ステップ4：販売  
フーズ・サイエンスセンター

2 実績

(1) 支援制度の利用

(平成 27 年 4 月～令和元年 10 月末)

相談	検証実施	届出受理
786 件(うち、ヒト介入 19 件, SR133 件)	31 件 (うち、ヒト介入 7 件, SR24 件)	25 社 43 品目

(2) 機能性表示食品の届出状況

届出件数：2, 283 件 (令和元年 11 月 13 日発表分) ←うち、静岡県内で製造 846 件で日本一多い(全体の 37%)  
→静岡県は食品産業が盛ん：食品・飲料全国 2 位(出荷額 2. 3 兆円)、栄養補助食品全国一(出荷額 637 億円)

(3) 静岡県内関連の届出件数：110 件 (うちフーズ支援は 43 件) (令和元年 10 月末現在)

フーズ支援による主な商品の例

商品名	分類	企業名	機能性成分
クラウンメロン、アローマメロン	生鮮食品	静岡県温室農業協同組合	GABA (仕事や勉強による一時的な精神的ストレスの緩和)
液切りいらすのしっとりツナ EPA・DPA のチカラ	食品	(株)ホテイフーズコーポレーション	EPA・DHA (中性脂肪を下げる)
ソフトケールGABA	生鮮食品	(株)増田採種場	GABA (血圧が高めの方の血圧下げる)
食後の血糖値の上昇が気になる方のパッとライス	食品	はごろもフーズ(株)	イヌリトキシル(植物繊維) (食後血糖値の上昇をおだやかにする)
おいしい腸活流々茶	食品	サントリー食品インターナショナル(株)	イヌリン (おなかの調子を整える)

3 機能性成分の分析支援 (平成 29 年度から開始)

・中小企業による食品含有機能性成分の分析を支援し、より多くの企業が分析結果を活用し、機能性表示食品制度に参入できるよう、分析センターへの届出支援を開始した。

実績：約 226 検体をフーズ・サイエンスセンターの経費で分析し、商品開発の導入を支援。

・機能性成分に着目し、「栄養機能食品」の開発支援も行っている。

商品名	企業名	機能性成分
アカエイ 軟骨あげはんぺん	かんざんじ温泉事業協同組合	カルシウム(骨や歯の形成)
にんじんジュース	(株)一粒万倍	ビタミンA(夜間の視力の維持、皮膚や粘膜の健康維持)
干し芋	(株)田中建設	カリウム(正常な血圧を保つ)

4 課題

- ・溶出試験、製品試験の対応等が求められ、機能性成分の分析支援に対する業界の要望が高い。
- ・品質管理、機能性関与成分含量の均一性から、他と比べ生鮮食品の届出は難しい。



(件名)

## G A P 認証取得の推進

(農業局地域農業課)

## 1 要 旨

G A Pは大手販売流通企業との取引や海外輸出、東京五輪・パラリンピックへの食材提供に必要となることから、農業団体等と連携し、G A Pの取組及び認証取得を推進する。

## G A P (Good Agricultural Practice)

農業において、食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理の取組

## 2 本県におけるG A P認証の取得状況

令和元年7月末時点

G A Pの種類	運営主体	対象品目	審査項目数	県内取得件数 (農場数等)
しずおか農林 水産物認証制度 (しずおか認証)	静岡県	農林産物	約 80	61 件 (1,036 農場)
		畜産物	約 100	35 件 (49 農場)
		水産物	約 50	4 件 (49 経営体)
		小計		100 件 (1,134 経営体)
JGAP、ASIAGAP	日本G A P協会	青果物、茶、穀物 家畜・畜産物	約 160	115 件 (1,826 農場)
GLOBALG. A. P.	欧州小売業組合	青果物、畜産・ 水産物 (養殖)	約 200	6 件 (141 農場)
		合計		221 件 (3,101 農場)

## 3 令和元年度のG A P関連予算と事業内容

## G A P推進事業費助成

項目	事業内容	令和元年度		
		当初予算	9月補正	現計
G A P認証 取得推進事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>G A Pの認証を新規取得する生産者に対して、経費の助成を行う。</li> <li>G A P指導者を養成するため、外部講師を招いて研修会を開催する。</li> <li>G A Pの入門編として位置づけているしずおか認証の取得を支援する。</li> <li>茶のG A P認証取得について9月補正により増額し支援する。</li> </ul>	66,100	30,000	96,100
国際水準 G A P切替 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>JGAPからASIAGAP、GLOBALG. A. Pへの切替に対して、経費の助成を行う。</li> </ul>	14,000	-	14,000
畜産G A P 推進加速化 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産生産者によるG A P認証取得等の取組を支援する。</li> <li>畜産G A P指導員を養成するため、外部講師を招いて研修会を開催する。</li> <li>G A P取得チャレンジシステムの取組を普及・推進する。</li> </ul>	3,000	-	3,000
	合 計	83,100	30,000	113,100



(件名)

安全・安心な静岡茶への取組

(農業局お茶振興課)

1 概要

平成 14 年度より、消費者の食品に対する安全・安心への要求に応え得る信頼性の高い静岡茶の確立のため、茶園での生産管理から消費者にとどくまでの連結した生産・品質衛生管理システムである「クリーンチェーン」の確立を目指している。

今後も、衛生管理者の育成、GAPの取得推進、表示の適正化の徹底などにより、安全・安心な静岡茶づくりを関係機関と連携して取り組む。

2 県、関係団体の安全・安心な静岡茶への取組み

しずおか農林水産物認証制度

農産物の生産段階における安全な管理と消費者への情報提供のシステムを認証 (県)

- ・平成 18 年度(茶は 20 年度)開始
- ・茶における認証状況

令和元年 9 月現在 1 団体

GAP

茶の生産工程管理の点検項目を定め、これに沿った各作業実施と記録を行うもの。

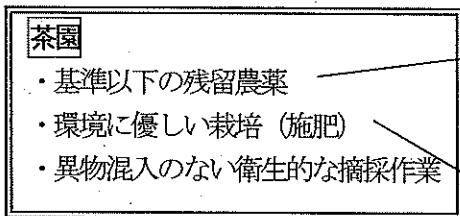
- ・静岡茶独自の GAP である T-GAP 制度を創設 (H21)
- (茶業会議所承認、定期更新有)
- ・承認工場 114 工場 (H31 年 4 月 1 日現在) (1 級 8、2 級 2、3 級 104)
- ・T-GAP 1 級は、平成 25 年 12 月に J-GAP (2012) の同等性認証を取得。

「静岡茶衛生管理者」の認定

- ・県茶業会議所が認定 (3 年毎更新)
- ・平成 20 年度から 28 年度まで養成講座を開催し、静岡茶衛生管理者を認定。
- ・R1 年 8 月現在有資格者 633 名
- ・H29 年度に、静岡茶衛生管理者フォローアップ研修 (66 名参加) と、HACCP 研修 (47 名参加) を実施。
- ・H31 年度は、衛生管理基礎研修 (42 名参加) と、HACCP 研修 (49 名参加) を実施。
- ・R1 年度も、研修を実施予定。

GMP

- ・仕上げ工場の生産工程管理である GMP を推進 (22 年度～)

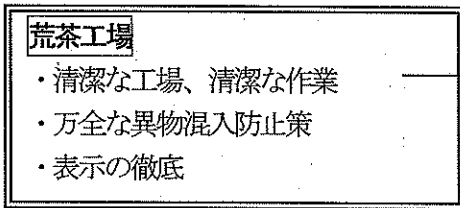


農薬危害防止運動等により、農薬の適正使用を推進 (県)

県の施肥基準の徹底

年間窒素施肥量 40kg/10a  
(上限 54kg/10a)

生葉



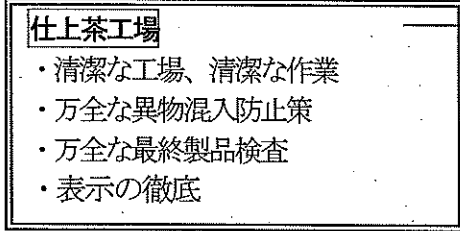
荒茶工場巡回指導

立入調査により衛生環境、表示等について調査、助言を実施 (県)

立入件数

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
53	50	50	42	42	32	23	23

荒茶



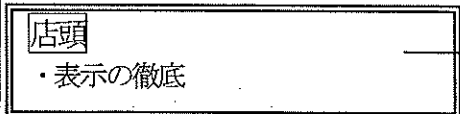
仕上げ工場合同監視

農業担当、食品表示法担当、景品表示法担当の 3 者の合同立入調査により、衛生環境、表示等について調査、指導を実施

実施件数

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
32	33	33	33	33	12	12

仕上げ茶



商品適正表示検査

買取調査により表示の調査、指導を実施

調査点数

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
60	40	40	40	40	30	30

仕上げ茶





## 「食の安全推進」に係る県教育委員会の取組 (R1年度)

(健康体育課)

### ○ 衛生管理・食物アレルギーに関する研修等の実施

- ・ 栄養教諭・学校栄養職員講習会 (7月 266名参加)
- ・ 県学校給食衛生管理研修会 (8月 116名参加)
- ・ 新規採用学校栄養職員校外研修 (通年: 7回 対象者 8名)
- ・ 新規任用栄養教諭校外研修 (5月 対象者 9名)
- ・ 栄養教諭・学校栄養職員 6年次研修 (6・8月 対象者 10名)
- ・ 中堅教諭等 (栄養教諭・学校栄養職員) 資質向上研修 (5・10月 対象者 26名、6・12月 対象者 2名)
- ・ 新規採用養護教員宿泊研修 (6月 対象者 21名)
- ・ 養護教諭指導リーダー研修 (6・10・2月 32名参加)
- ・ 臨時養護教諭等研修会 (9月 23名参加)

### ○ 調理場訪問による衛生管理指導

- ・ 学校給食の衛生管理等に関する調査研究<指導者派遣>  
(9月～12月 8施設)

### ○ 学校給食食材の放射能測定の実施 (6月～3月) ※12市町、21県立学校

検査結果(令和元年6月13日～令和元年10月31日)

102検体、24品目全ての食材で『不検出』

(セシウム 134, 137 合算値 25 ベクレル/kg 未満)

※ 平成 30 年度結果: 387 検体 48 品目全ての食材で「不検出」

### <食の安全推進について>

- ・ 学校給食は、学校や共同調理場に安定的に供給されている商品(食材)を、常に「安全・安心」に配慮し、児童生徒に提供していかなければならないため、安全性の確保とそのため衛生管理の徹底が何よりも求められている。
- ・ 県教育委員会では、栄養教諭、学校栄養職員、調理員を対象に実施する「衛生管理に関する研修会」において、食中毒の防止、食物アレルギー対応、異物混入事故の防止等を取り上げ、周知徹底している。
- ・ また、「調理場訪問による衛生管理指導」「学校給食食材の放射能測定」を行い、調理従事者の衛生管理意識の向上、調理施設及び管理簿等の適切な管理運営、県民・保護者の学校給食食材への信頼感向上に努めている。





(件名)

## CSF (豚コレラ) の発生状況と緊急対策

(農業局畜産振興課)

## 1. 要 旨

- ・ 飼養豚でのCSF発生が継続しており、野生イノシシの感染も拡大している。
- ・ 本県においても令和元年10月18日に死亡野生イノシシでCSFウイルス感染が確認されたため、11月3日から飼養豚への予防的ワクチン接種を開始した。
- ・ 今後も、防疫体制の徹底・強化をすることで、県内での発生防止に努めていく。

## 2 CSFの状況

## (1) 飼養豚・いのししにおける発生状況

【平成30年9月以降の発生】(令和元年12月10日現在 9府県50例89施設)

発生県	例数	関連・発生施設数	関連・発生施設の飼養頭数 (県内割合%)	県内全飼養頭数*1
岐阜県	22	26	69,696(69.8)	99,800
愛知県	17	46	63,595(18.0)	352,700
三重県	1	1	4,189(3.8)	111,000
長野県	2	4	2,943(4.6)	64,600
滋賀県	—	1	699(17.6)	3,980
大阪府	—	1	737(21.4)	3,450
福井県	2	2	997(40.9)	2,440
埼玉県	5	6	7,450(7.9)	94,900
山梨県	1	2	890(5.6)	15,800
合計	50	89	151,196(1.7)*2	748,670(8.2)*2
全国の飼養頭数				9,156,000

1:「畜産統計(平成31年2月1日現在)」(農林水産省) \*2:全国の飼養頭数に占める割合

## (2) 野生イノシシの検査状況(平成30年9月14日~令和元年12月10日)

県名	検査頭数	陽性頭数	陽性個体確認地域
岐阜県	2,843	1,111	岐阜市、関市、中津川市等 19市13町2村
愛知県	1,405	106	犬山市、瀬戸市、豊田市、設楽町等 6市1町
三重県	1,105	30	いなべ市、桑名市、菟野町
福井県	297	33	大野市、越前市、勝山市等 7市3町
長野県	519	134	塩尻市、松本市、木曾町等 4市7町9村
富山県	191	30	富山市、砺波市、南砺市、射水市、立山町
石川県	217	11	白山市、小松市、金沢市、加賀市、能美市
滋賀県	299	58	米原市、長浜市、東近江市、多賀町
埼玉県	436	33	秩父市、本庄市、飯能市、神川町等 3市4町
群馬県	358	7	藤岡市、上野村、神流町、南牧村
静岡県	602	20	藤枝市、静岡市葵区・駿河区
山梨県	64	3	北杜市、韮崎市

### 3 静岡県における防疫対策について

#### (1) 飼養豚に関する対応

ア 対策会議の開催（平成30年9月10日、平成31年2月6日、9月19日、10月18日）

岐阜県、愛知県、埼玉県での発生及び県内の野生イノシシにおける感染確認の際に、発生状況の情報共有及び防疫対策の徹底のため、県養豚協会等の養豚関係者を集め、「静岡県豚コレラ防疫対策会議」を開催。

イ 危機管理連絡調整会議の開催（2月6日、2月13日、3月27日、10月18日）  
県庁内での情報共有のため、危機管理連絡調整会議を開催。

ウ 県CSF防疫対策本部の設置（令和元年10月24日）

10月18日に県内で野生イノシシにおける感染が確認され、本県がワクチン接種推奨地域に追加されたことから、ワクチン接種及び緊急対策を講じるため、防疫対策本部を設置した。

エ 農場の一斉消毒の実施（令和元年11月1日～）

家畜伝染病予防法第30条に基づき、全ての農場に緊急消毒用消石灰を配布し、一斉消毒を実施している。

オ 飼養豚等への予防的ワクチン接種実施（令和元年11月3日～）

家畜伝染病予防法第6条に基づき、飼養豚等へのワクチン接種を開始した。

カ 農場の野生動物侵入防止柵設置の支援（補助率：国1/2、県1/2）

国が実施する野生動物侵入防止柵の設置事業に対し、県の追加助成を実施する。

キ 農場指導及び情報提供・注意喚起

- ・ 農場の衛生管理状況の確認・指導のため、家畜保健衛生所職員（獣医師）が巡回。
- ・ 他県でのCSF発生及び県内の野生イノシシの感染確認の都度、県内全ての豚飼養者に対して、情報提供及び異常発生時の早期通報の徹底を周知。

ケ 車両消毒ポイントの設置

- ・ 本県内へのCSFの侵入を防止するため、湖西市に加え、静岡市、富士宮市及び裾野市に畜産関係車両の消毒ポイントを設置。消毒ポイントの概要は以下のとおり。

設置施設名	設置場所住所	稼働時間	消毒対象車両
湖西市新居浄化センター	湖西市 新居町浜名 2800	午前6時～午後6時	飼料運搬車 家畜運搬車 家畜診療車 農協車両等
清水宍原スポーツ広場駐車場	静岡市 清水区宍原 185-1		
グリーンパーク跡地駐車場	富士宮市 麓浅野 439		
裾野市運動公園 南口駐車場	裾野市 今里 1616-1		

#### (2) 野生イノシシに関する対応

ア 生息密度低減のための捕獲強化、捕獲イノシシの血液採取

浜松市と湖西市において、7月28日から生息密度低減のための捕獲と血液採取及び検査を開始した。また、埼玉県の飼養豚CSF発生確認後は、全県で

捕獲イノシシの血液採取を実施している。10月18日に藤枝市岡部町で死亡野生イノシシの感染確認後は、確認地点から半径10km圏内及び県中部地域を中心に、広域的に野生イノシシの捕獲を強化し、感染確認検査を実施している。

### イ 野生イノシシの経口ワクチン散布

浜松市と湖西市に続き、県中部においても経口ワクチン散布を実施した。

散布地域	散布日	回収日	捕獲開始日
浜松市天竜区	9月25日、26日	9月30日～10月1日	10月5～7日
浜松市北区 湖西市(東部)	10月16日	10月21日	10月26日
浜松市天竜区 浜松市浜北区 浜松市北区 湖西市(西部)	10月18日	10月23日	10月28日
静岡市葵区	11月13、14日	11月18、19日	11月23、24日
藤枝市、島田市、川根本町	11月20～22日	11月25～27日	11月30日～12月2日

### (3) CSF緊急対策事業

これまで、既定予算の活用や6月及び9月補正予算により、消毒ポイントの継続設置、農場周囲への野生動物侵入防止柵設置、野生イノシシの捕獲等に取り組んできたが、10月に県内で死亡野生イノシシのCSFウイルス感染が確認されたことを受け、豚への感染を防ぐため、予防的ワクチンの接種や野生イノシシ捕獲強化等の緊急対策を実施する。

#### ア 養豚農場での発生予防等

(単位:千円)

区分	内容	既定予算	6月補正	9月補正
消毒の徹底	車両消毒ポイントの設置	16,000	20,000	77,400
	養豚農場への消毒方法指導	3,500	-	-
	消毒指導事例集作成	-	-	既定予算
	農場の一斉消毒	当初予算 *2		
豚へのワクチン接種	飼養豚へのワクチン接種 ・初回(11月)95,000頭 ・以降、子豚等21,000頭/月	-	-	-
野生イノシシ対策	農場対策			
	農場周囲への野生動物侵入防止柵設置費助成(補助率10/10) 農場への動力噴霧器、防鳥ネット設置費助成(補助率1/2以内)	13,000	34,000	ALIC事業に移管 26,066
捕獲	生息密度低減のための捕獲強化 ・浜松市、湖西市(350頭)	23,000	-	-
	捕獲イノシシ血液採取 (浜松、湖西市2,280頭)	5,000	-	-
	CSF監視のための捕獲 ・浜松市、湖西市(600頭) ・上記以外(1,560頭)	-	-	21,760 55,340
	感染確認区域における捕獲強化 ・静岡市、藤枝市、焼津市、島田市(500頭)	-	-	-

	捕獲イノシシ血液採取 ・浜松市, 湖西市除く全県(300頭)	-	-	既定予算対応
経口 ワクチン	経口ワクチン協議会設置、 ワクチン散布	-	-	ALIC事業で実施
	経口ワクチン効果確認のための捕 獲(対象:浜松市, 湖西市 20頭)	-	-	400
	野生イノシシ専用の検査機器等 の整備	3,850 PCR 機器	-	1,912 ELISA 機器
	検査試薬購入(PCR, ELISA) (浜松・湖西 620 頭分) (上記以外 1,560 頭分)	-	-	1,543 3,260
死亡 イノシシ	死亡イノシシの検体採材 ・委託先: 県獣医師会	-	-	619
検査体制 強化	出荷用子豚の豚コレラ抗体検査	300	400	-
中小家畜研究 センター防疫強化	専門業者によるネズミの駆除 (年2回)	4,000	-	-
	小動物侵入防止フェンス	-	100,000	-
(1)計		68,650	154,400	188,300

\*1

#### イ 養豚農場での発生後の対応

区分	内容	既定予算	6月補正	9月補正
防疫措置 の実施	特定家畜伝染病発生時の初動防 疫時に必要な措置の実施 (殺処分等)	当初予算 *2	-	-
検査体制 の強化	・死亡及び調査捕獲イノシシの感 染調査 ・検査試薬等の購入	予備費	-	-
農家の 経営支援	移動制限農場への助成 (損失相当額)	予備費 -	- 4,000	-
	CSF緊急対策資金利子補給金		(債務負担) 5,210	
(2)計		0	4,000	0
合計(1)+(2)		68,650	158,400	188,300

\*1 ALIC 事業: 独立行政法人農畜産業振興機構(ALIC)が実施する事業。県を経由せず、国から直接団体等へ事業費が補助されるため、県予算計上不要。

\*2 CSFに限定せず、鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の発生時にも使用する経費として当初予算に計上(40,165千円)しているため、計に含めない。

(件名)

## 食の安全・安心への取組

(水産業局水産振興課)

## 1 要 旨

近年、国内においては食品の偽装表示等、食品関連事業者のコンプライアンス意識の欠如による事件が相次いで発生するとともに、ノロウイルスや放射性物質による健康被害の発生防止も課題となっており、県民から食品の安全と安心に向けた取組が強く求められている。

## 2 水産振興課の主な取組

項 目	内 容
水産物表示及び衛生管理研修会	・水産物流通加工関係者に対して、毎年、県内5地区（伊豆、伊東、東部、中部、西部）の会場で開催
水産物卸売市場の指導・検査	・県内20の地方卸売市場（消費地市場3、産地市場17）について、定期的に検査を実施し、市場の経営状況や衛生管理の状況等を確認（漁協が開設する市場は4年に1回、株式会社が開設する市場は2年に1回の頻度で実施）
浜名湖における貝毒発生の監視	・県、浜松市及び浜名漁業協同組合により構成される「浜名湖貝毒監視連絡会」が、浜名湖において、貝毒の原因プランクトン発生調査及び貝毒検査を実施



## 令和元年度 「しずおか食の安全推進幹事会」 関係日程

月 日	事 項	摘 要
6月19日～ 7月2日	県政世論調査【広聴広報課】 「食の安全に対する県民の信頼度」調査	新プラン2年度 結果 73.2%(目標 80%) 前プラン最終 69.5%
7月23日～ 8月5日	県政インターネットモニターアンケート 「食の安全・安心に関する意識調査」	県内で購入する食品の 安全性の信頼度 81.2% 30年度：80.7%
8月27日(火)	食の安全推進に関するタウンミーティング (西部・掛川市)	健康増進課と協働
9月20日(金)	食の安全推進に関するタウンミーティング (中部・島田市)	地域農業課と協働
11月7日(木)	第1回しずおか食の安全推進幹事会	
11月13日(水)	食の安全推進に関するタウンミーティング (賀茂・賀茂郡東伊豆町)	地域農業課と協働
11月26日(火)	食の安全推進に関するタウンミーティング (東部・三島市)	健康増進課と協働
12月23日午後	第1回食の安全推進のための意見交換会	
3月16日(月)	第2回しずおか食の安全推進幹事会	

